８大店立審第６号
令和８年10月19日

高知県知事　様

高知県大規模小売店舗立地審議会　会長

令和８年３月31日付け７高経支第1423号にて意見を求められた、同年４月14日付け告示に係る下記１の案件について、下記２のとおり意見を申し述べます。

記

１．案件

（１）　大規模小売店舗の名称及び所在地

（名　称）ドラッグコスモス須崎中央インター店

（所在地）須崎市池ノ内字池ノ内1121番１　ほか

（２）　大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（名　　称）株式会社コスモス薬品

（代表者氏名）代表取締役　横山　英昭

（住　所　地）福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番１号

（３）　大規模小売店舗を新設する日

令和８年11月10日

（４）　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,332平方メートル

（５）　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

（ア）駐車場の位置及び収容台数

位　　置：建物配置図に表示

収容台数：51台

（イ）駐輪場の位置及び収容台数

位　　置：建物配置図に表示

収容台数：10台

（ウ）荷さばき施設の位置及び面積

位　　置：建物配置図に表示

面　　積：88.5平方メートル

（エ）廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位　　置：建物配置図に表示

容　　量：13.5立方メートル

（６）　大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

（ア）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻：午前９時

閉店時刻：午後 10 時

（イ）来客が駐車場を利用することが出来る時間帯

午前８時 30 分から午後 10 時 30 分まで

（ウ）駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口数：１箇所

位　　置：建物配置図に表示

（エ）荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前６時から午後 10 時まで

２．意見

当該案件は大規模小売店舗立地法に基づく「指針」において求められている配慮事項について、適切な対応がなされていると考えられるため、大規模小売店舗立地法第８条第４項の規定に基づく、周辺の地域の生活環境の保持の見地からの知事の意見を述べる必要がないものと認めます。